

静岡県告示第15号

港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する清水港港湾施設を同法第12条第5項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和5年1月10日

清水港港湾管理者 静岡県

代表者 静岡県知事 川勝平太

1 新たに管理する施設

種類	名称	位置	能力
泊地	巴川泊地（－4.5m）	静岡市清水区日の出町地先 基点(1)から基点(5)までを順次結んだ線及び基点(1)と基点(5)を結んだ線により囲まれた水面 基点(1) 巴川河口左岸角より125度29分39秒1.84mの点 基点(2) 基点(1)より125度27分00秒31.71mの点 基点(3) 基点(2)より182度13分30秒52.24mの点 基点(4) 基点(3)より269度37分02秒168.34mの点 基点(5) 基点(4)より359度34分57秒70.86mの点	面積 11,788㎡、水深 －4.5m
泊地	巴川泊地（－2.5m）	静岡市清水区日の出町地先 基点(1)から基点(4)までを順次結んだ線及び基点(1)と基点(4)を結んだ線により囲まれた水面 基点(1) 巴川河口左岸角より89度39分26秒143.57mの点 基点(2) 基点(1)より179度34分57秒40.86mの点 基点(3) 基点(2)より269度34分57秒91.50mの点 基点(4) 基点(3)より270度25分03秒40.97mの点	面積 3,740㎡、水深 －2.5m